令和２年第５回　飯塚市議会会議録第６号

　令和２年９月２５日（金曜日）　午前１０時００分開議

○議事日程

日程第２４日　　９月２５日（金曜日）

第１　常任委員会委員長報告

１　総務委員長報告（質疑、討論、採決）

（１）議案第　８９号　令和２年度 飯塚市一般会計補正予算（第８号）

（２）議案第１０１号　専決処分の承認（令和２年度 飯塚市一般会計補正予算（第７号））

２　福祉文教委員長報告（質疑、討論、採決）

（１）議案第　９２号　飯塚市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

（２）議案第　９３号　飯塚市子育て支援センター条例の一部を改正する条例

（３）議案第　９８号　指定管理者の指定（街なか子育てひろば）

（４）議案第　９９号　指定管理者の指定（サン・アビリティーズいいづか）

３　協働環境委員長報告（質疑、討論、採決）

（１）議案第　９１号　飯塚市手数料条例の一部を改正する条例

（２）議案第　９４号　飯塚市交流センター条例の一部を改正する条例

（３）議案第　９６号　契約の締結（二瀬交流センター建設工事）

４　経済建設委員長報告（質疑、討論、採決）

（１）議案第　９０号　令和２年度 飯塚市駐車場事業特別会計補正予算（第１号）

（２）議案第　９５号　飯塚市病院事業条例の一部を改正する条例

（３）議案第　９７号　指定管理者の指定（飯塚立体駐車場）

（４）議案第１００号　市道路線の認定

（５）認定第　１３号　令和元年度 飯塚市水道事業会計決算の認定

（６）認定第　１４号　令和元年度 飯塚市工業用水道事業会計決算の認定

（７）認定第　１５号　令和元年度 飯塚市下水道事業会計決算の認定

（８）認定第　１６号　令和元年度 飯塚市立病院事業会計決算の認定

第２　令和元年度決算特別委員長報告（質疑、討論、採決）

１　認定第　１号　令和元年度 飯塚市一般会計歳入歳出決算の認定

２　認定第　２号　令和元年度 飯塚市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定

３　認定第　３号　令和元年度 飯塚市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定

４　認定第　４号　令和元年度 飯塚市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定

５　認定第　５号　令和元年度 飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算の認定

６　認定第　６号　令和元年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計歳入歳出決算の認定

７　認定第　７号　令和元年度 飯塚市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定

８　認定第　８号　令和元年度 飯塚市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算の認定

９　認定第　９号　令和元年度 飯塚市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定

10　認定第１０号　令和元年度 飯塚市工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定

11　認定第１１号　令和元年度 飯塚市汚水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定

12　認定第１２号　令和元年度 飯塚市学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定

第３　人事議案の提案理由説明、質疑、討論、採決

１　議案第１０２号　人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること

第４　議員提出議案の提案理由説明、質疑、討論、採決

１　議員提出議案第　７号　飯塚市議会の議員の議員報酬の支給の特例に関する条例

２　議員提出議案第　８号　新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し、地方税財源の確保を求める意見書の提出

３　議員提出議案第　９号　コンビニ交付サービスを活用した罹災証明書の交付を求める意見書の提出

４　議員提出議案第１０号　全企業へ「永久劣後ローン」融資制度の創設を求める意見書の提出

５　議員提出議案第１１号　地方自治体のデジタル化の着実な推進を求める意見書の提出

第５　報告事項の説明、質疑

１　報告第２２号　専決処分の報告（市営住宅の管理上必要な訴えの提起）

２　報告第２３号　専決処分の報告（支払督促申立てに対する異議申立て（市営住宅使用料請求事件））

３　報告第２４号　専決処分の報告（支払督促申立てに対する異議申立て（市営住宅使用料等請求事件））

４　報告第２５号　専決処分の報告（市営住宅の管理上必要な和解の申立て）

５　報告第２６号　継続費精算報告書の報告（令和元年度 飯塚市一般会計）

６　報告第２７号　令和元年度 健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の報告

第６　署名議員の指名

第７ 閉　会

○会議に付した事件

　議事日程のとおり

○議長（上野伸五）

　これより本会議を開きます。常任委員会に付託していました、「議案第８９号」から「議案第１０１号」までの１３件及び「認定第１３号」から「認定第１６号」までの４件、以上１７件を一括議題といたします。

総務委員長の報告を求めます。２３番　瀬戸　光議員。

○２３番（瀬戸　光）

総務委員会に付託を受けました議案２件について、審査した結果を報告いたします。

「議案第８９号　令和２年度 飯塚市一般会計補正予算（第８号）」については、執行部から、補正予算書に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

まず、本会議において審査要望のありました「ＧＩＧＡスクールサポーター配置事業委託料をどのように積算したのか」ということについては、本委託業務はＧＩＧＡスクールサポーター１５名を小中学校全校に派遣してもらい、技術的側面からの支援や使用マニュアルの作成など、学校における環境整備の初期対応を行うものであり、そのほとんどが人件費であり、参考見積りを取り予算計上しているという答弁であります。

次に、委員会における質疑応答の主なものとして、森林振興費、荒廃森林整備事業について、どのような荒廃森林が対象なのか、また整備する目的は何かということについては、今回の事業では、今後１０年間で公益的機能が発揮できなくなるおそれのある民間所有の荒廃森林を対象としており、環境保全や災害防止を目的に、樹木の間伐や侵入竹の除去を行っていくものであるという答弁であります。

次に、教育費の職員給与費(会計年度任用職員分)について、学習指導員及びスクール・サポート・スタッフを１０月１日から小中学校に配置する計画としているが、本補正予算可決後に短期間で人員の確保ができるのかということについては、学校やＰＴＡ、退職されている教員には事前に相談している。９月末を締め切りとするのではなく、必要があれば１０月以降も継続して人員確保に努めるという答弁であります。

次に、教育費の教育用情報機器整備事業費について、Ｗｉ－Ｆｉ環境が整っていない家庭に対する貸与等を目的としてモバイルルーターを整備するものだが、使用料については個人負担となるのかということについては、使用料については、国の財政措置等がないため、関係部署と協議を行い、来年度の予算に向け検討していくという答弁であります。

以上のような審査の後、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第１０１号　専決処分の承認(令和２年度 飯塚市一般会計補正予算(第７号)）」については、執行部から、補正予算書に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、災害復旧に要する費用については、どのような流れで予算化されるのかということについては、災害が発生すれば、地元住民からの連絡や市職員の点検、調査等により災害箇所を特定させ、その後、各施設の所管課より復旧に要する予算が要求され、最終的には財政課が査定を行い、予算を調製しているという答弁であります。

以上のような審査の後、本案については、承認すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長（上野伸五）

総務委員長の報告に対して、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

日本共産党の川上直喜です。私はただいまの総務委員長報告にありました「議案第８９号」並びに「議案第１０１号」に、賛成の立場から討論を行います。

「一般会計補正予算（第８号）」は、新型コロナ対策のための子どもに関わる予算計上が注目されます。学校においては、子どもたちの学び、心身のケア、安全の保障の３つの視点での対策が急がれます。

学びについては、特別な加配のサポーターを配置するなどの努力がありますが、おくれを取り戻すなどの発想からの詰め込みはせず、あわせて心身のケアを大切にするための体制づくりへ必要な人員の配置がさらに必要であります。

保育所や幼稚園、児童クラブなど子どものための施設について、消毒液や備品などの必要な物の購入費が計上されているのは、安全の保障の視点から当然です。学校を含めて子どもたちのための施設における消毒と清潔の保持のために必要なアルコール及び効能のある石けんが十分に確保できるように、公立か民間かを問わず、しっかりした財政措置を取らなければなりません。３密を避けるために学校での少人数学級、児童クラブでの少人数編成についても、国が責任を持って実施するよう要求することが重要です。

この際、指摘したい一つは、高齢者だけでなく子どもの施設でもクラスターを許さないために、ＰＣＲ検査の体制を無症状であっても、自己負担なく定期的に実施する体制が急がれるということです。大勢の子どもと教職員がいる小学校での陽性確認に際して、わずか３人しか検査をしなかったことには重大な反省が必要であり、今後の対策の策定が急がれます。

もう一つは、次亜塩素酸水の噴霧は人がいない状態でもやめるべきだということです。市は子どもたちがいないときに実施すると、なお言い張っています。しかし、空気中のコロナウイルスに効果がないことは、国の関係機関の研究成果でも既に公表されており、空気の入れかえをきちんとすることが大切だとされています。噴霧を行うことは、無意味な作業を現場に押しつけるものであるとともに、異物混入による事故発生の危険もつきまとうものであり、この際、きっぱり中止を決めるべきです。

新型コロナ対策関連予算については、３月当初予算では全く予算計上がなく、その後、専決処分の承認を含めて、５月臨時会、６月定例会、７月臨時会、そして今回９月定例会とされてきたわけですが、まず危機意識の希薄さに驚かされるのですが、それに基づくものか小さ過ぎる財政出動の規模にも驚かされます。

１９８０年代からほぼ３０年にわたり、新自由主義のもとで格差社会が広がり、社会保障が崩されるのを食いとめようとする国民の闘いが繰り広げられてきました。この国民の闘いの根幹には、国民主権と平和主義とともに基本的人権の尊重を３原則とする日本国憲法があり、住民福祉の増進を本旨とする地方自治の原則があります。新型コロナ危機に直面して、安倍政権が右往左往してまともな対策を打ち出せないまま首相が辞任する中で、この政権の言いなりであることをやめて、国民が立ち上がり、地方自治の担い手たちが、国にまともな対策を求めるだけではなく、地方自治の権限を生かした独自対策を打ち出し始めています。ところが、この動きを受けて国が前向きの変化を示しても、国の言いなりになれた本市は、これを受けとめず、受けとめきれず、１２０億円を超える財源があるのに、見通しが不透明などと言い張り、危機打開のために考え抜いた、有効で責任ある対策を打ち出さずにいるのではないでしょうか。今こそ、脱却するときではないかと、強く指摘したいわけです。

最後に、我が党は、財源を示して、３月定例会で５つの提案、６月定例会で７つの提言を行い、９月定例会中には１１項目の申し入れを市長に行いましたが、その真剣な検討を求めるものです。

次に、「専決処分の承認(一般会計補正予算（第７号)）」は、災害復旧にかかる予算であり認めるものです。被災農地の復旧申請に当たり、工事施工に必要な民間土地の通行の承認について、被災農地の所有者による同意の取りつけが困難な場合は、市役所が対応しているとの説明を確認しておきます。

以上で、私の討論を終わります。

○議長（上野伸五）

　ほかに討論はありませんか。１６番　吉松信之議員。

○１６番（吉松信之）

　而今会の吉松信之です。私は、「議案第８９号」に対して、賛成の立場で討論をいたします。

「令和２年度 飯塚市一般会計補正予算（第８号）」につきましては、総額２億円余であります。その内訳で、新型コロナウイルス感染症対策についての予算が１億円以上計上されているわけですが、その中に、保育園、幼稚園、小学校、中学校と、子どもたちに対する予算が多く含まれております。特に、子どもたちの学びの保障ということで、各小中学校に学校指導員を週３回、スクール・サポート・スタッフを週４回配置するということで、これは、コロナ禍の中で、教職員の方々が働き方改革に逆行して、始業前に児童生徒の検温、放課後は机、椅子の消毒・除菌、ドアノブ等の共用部分の消毒・除菌と、出口の見えない闘いに疲弊をしておられる状況にあって、大変ありがたいことだと思っております。ただし、先日の私の一般質問でも申し上げましたように、学習指導員、スクール・サポート・スタッフを、できれば週５回にするというような意見を、再度認識していただきたいと思っております。

とにかく今はコロナ禍の真っ最中にある非常時であります。非常時とは平常時ではありません。私は長い間、１分１秒を争う消防という現場に身を置いておりました。その現場では、失敗をおそれて石橋をたたいていては、救える命も救えないというようなことを、何度も経験いたしました。災害との闘いは、コロナ禍との闘いにも共通するところがあると思っております。今回、この補正予算について賛成討論をする理由は、非常時の経験を有する者として、今後の新型コロナウイルス対策と、その予算編成に当たっての考え方も含んでおります。

今までの、飯塚市の新型コロナウイルス対策の補正予算として、次亜塩素酸水の導入の例があります。飯塚市の小中学校では、３月２日から学校が臨時休校となり、４月、５月の時期は学校再開が待ち望まれている状況でありました。そんな中で、国は、アルコール消毒液が不足しているということから、それにかわる代替消毒方法を検討することとなり、４月１５日に経済産業省が独立行政法人、通称ＮＩＴＥに対して、新型コロナウイルスに有効な可能性のある消毒方法を依頼いたしました。その中に次亜塩素酸水が候補に挙がっておりました。その情報により本市は次亜塩素酸水について、既に広く普及しているものでありますし、公に候補に挙がったからには、他の自治体におくれをとっていては、アルコール消毒液やマスクのように品薄になってはならんということで、他の自治体に先駆けて、次亜塩素酸水の導入について４月２８日に専決処分をいたしました。これは学校再開のため、子どもたちの安全確保への強い思いのあらわれではないかと思っております。私は、基本的には専決処分はするべきものではないと思っておりますけれども、非常時においては、このような判断もやむを得ないものと評価いたしております。しかしながら、この次亜塩素酸水の問題は、６月２６日に、ＮＩＴＥの最終発表がなされたことによって、飯塚市を初め、全国の自治体が混乱に陥ってしまいました。そして、この論争は学会、業界、国を巻き込んでいまだに続いております。この論争に飯塚市も巻き込まれているわけですが、「人間万事塞翁が馬」、この話のように、飯塚市はどんと構えて、次亜塩素酸水の活用については、落ちついて、国の方針に従って判断すればよいと思っております。

このような例はありますが、これからインフルエンザの流行も重なりますし、まだまだ何が起こるかわかりません。予測不能な事態は必ず起こります。それらのことに臨機応変に対応できるように、地方創生臨時交付金もありますし、財政調整基金もあります。石橋をたたいて渡っていては、救える者も救えないことがあります。補正予算編成についてもしかりです。二元代表制の議会とは緊張感を持って、知恵の限りを尽くして、そして飯塚市民に対してよりよい新型コロナウイルス感染症対策を打っていただきますよう強く要望して、「議案第８９号」に賛成する討論といたします。

○議長（上野伸五）

　ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第８９号　令和２年度 飯塚市一般会計補正予算（第８号）」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案可決されました。

「議案第１０１号　専決処分の承認（令和２年度 飯塚市一般会計補正予算（第７号））」の委員長報告は、承認であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は、承認されました。

福祉文教委員長の報告を求めます。１７番　福永隆一議員。

○１７番（福永隆一）

福祉文教委員会に付託を受けました議案４件について、審査した結果を報告いたします。

「議案第９２号　飯塚市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例」については、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第９３号　飯塚市子育て支援センター条例の一部を改正する条例」については、執行部から議案書に基づき、補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、どのような経緯から穂波地区に子育て支援センターを設置することになったのかということについては、街なか子育てひろばと飯塚子育て支援センターの統合の際に、従前の１．５倍の広さを確保したことから、飯塚及び穂波地区を包括できると考えていたが、子育てに関するアンケート調査において、穂波地区で子育て支援の拠点となる施設設置のニーズが高いことから、第２期飯塚市子ども・子育て支援事業計画で設置するように計画の見直しを行ったという答弁であります。

次に、穂波子育て支援センターはどのような運営方法を考えているのか、また利便性の高い施設となっているのかということについては、筑穂、庄内及び頴田の子育て支援センターと同様に業務委託を予定しており、親子が安心して利用できる幼児用トイレなどを整備しているという答弁であります。

以上のような審査の後、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第９８号　指定管理者の指定（街なか子育てひろば）」については、執行部から議案書に基づき、補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、業務委託から指定管理者にかわることで、どのような効果が見込まれるのかということについては、施設の維持管理を含めた民間事業者のノウハウを活用することで、サービスの向上や相談体制等の充実が見込まれるという答弁であります。

この答弁を受け、相談体制の充実とは具体的には、どのようなことを実施していくのかということについては、子育て支援を実施している行政機関や団体と連携し、指定管理者と協議をしながら、専門的な知識を取り入れた相談体制を充実させていきたいという答弁であります。

次に、街なか子育てひろばは、市外居住者の利用が多く、市内居住者が利用しづらいという意見があるが、市外居住者の利用率が高いのはなぜかということについては、入場料金や利用制限がないことから市外居住者の利用が増加しているという答弁であります。

この答弁を受け、市内居住者が優先的に利用できるよう検討してほしいという意見が出されました。

以上のような審査の後、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第９９号　指定管理者の指定（サン・アビリティーズいいづか）」については、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長（上野伸五）

福祉文教委員長の報告に対して、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

私はただいまの福祉文教委員長の報告にありました「議案第９２号」及び「議案第９８号」に反対、「議案第９３号」、「議案第９９号」に賛成の立場から討論を行います。

まず、反対する議案について意見を述べます。「飯塚市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例」は、保育士とみなすものの規定として、現在の保健師または看護師に新たに准看護師を加えようとしています。本市では家庭的保育事業はまだスタートしていませんが、保育所入所待機児童の解消を理由に、基準を際限なく引き下げていくことにつながりかねない危険性があります。新型コロナ危機のもとで待機児童の解消を進めるためには、公立保育所の役割を拡大し、保育の質の水準を大いに引き上げるよう力を尽くすべきであります。

次に、「指定管理者の指定（街なか子育てひろば）」についてです。子育て支援センターはもともと、菰田、枝国、筑穂、庄内、頴田の５つの公立保育所をセンターとして直営で行われていました。公立保育所の保育士の退職を、正規職員で補充しない流れの中で、４つに減らされ、民間委託が進んできました。今回、街なか子育てひろばに指定管理者制度を導入し施設管理までさせようというのは、「とにかくやるんだ」とでもいうような、指定管理者制度推進委員会の意向に従っただけのものであり、子育て支援を充実するという発想から求められたものではありません。

次に、賛成する議案です。「子育て支援センター条例の一部を改正する条例案」は、穂波子育て支援センターを来年４月から、穂波交流センター２階に設置するものです。これは、子ども子育て事業計画から逸脱した方向を、市民や議会の指摘を受けて是正したものとはいえ、歓迎するものです。この間に子育てに悩んだが相談できない状況をつくったことを深く反省しなければなりません。

次に、「指定管理者の指定（サン・アビリティーズいいづか）」は、特定非営利活動法人いいづか障害児者団体協議会を来年４月から５年間、指定管理者とするものです。経費削減の発想はやめて、住民サービスの向上の視点から市民団体の自主的な運営を尊重するとともに、市が公的責任をきちんと果たすことを求めておきます。

以上で、私の討論を終わります。

○議長（上野伸五）

　ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第９２号　飯塚市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員はご起立願います。

（　起　立　）

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

「議案第９３号　飯塚市子育て支援センター条例の一部を改正する条例」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

　（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案可決されました。

「議案第９８号　指定管理者の指定（街なか子育てひろば）」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員はご起立願います。

（　起　立　）

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

「議案第９９号　指定管理者の指定（サン・アビリティーズいいづか）」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

　（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案可決されました。

協働環境委員長の報告を求めます。３番　光根正宣議員。

○３番（光根正宣）

協働環境委員会に付託を受けました議案３件について、審査した結果を報告いたします。

「議案第９１号　飯塚市手数料条例の一部を改正する条例」については、執行部から、議案書に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、既に交付されている個人番号の通知カードは住所、氏名等の内容に変更があると、マイナンバーを証明する通知として利用できなくなるということであるが、マイナンバーを証明するには、ほかにどのような方法があるのかということについては、マイナンバーカードもしくはマイナンバーが記載されている住民票の写しによって証明することができるという答弁であります。

以上のような審査の後、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第９４号　飯塚市交流センター条例の一部を改正する条例」については、執行部から、議案書に基づき補足説明を受け、審査した結果、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第９６号　契約の締結（二瀬交流センター建設工事）」については、執行部から、議案書に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、本入札は総合評価落札方式で行われたが、落札業者と最低価格で入札した業者の評価点で差が生じた要因は何かということについては、「配置予定技術者の技術力」の評価項目のうち、「同種工事の工事成績評定」及び「継続教育の取組状況」といった項目に開きがあり、評価点に差がついたものであるという答弁であります。

次に、二瀬まちづくり協議会の構成メンバーとの設計ワーキングでは、どのような意見交換が行われたのかということについては、夜間や休館日に行う行事の際にも利用できるトイレの設置や、災害時の炊き出し等を想定した調理室のレイアウト、女性や高齢者に配慮したトイレの仕様などについて意見交換を行い、地域需要を適切に反映できるよう設計を進めたという答弁であります。

次に、建設予定地は過去の水害により水没した場所であるが、十分な対策が行われているのかということについては、過去に最も浸水した高さから、地盤をさらに５０センチメートル以上高く設定して建設するなどの対策を行っている。また、橋梁のかけかえなどの浸水対策も進んでいることから、建物が浸水する可能性はないものと考えているという答弁であります。

この答弁を受け、駐車場も浸水しない高さになっているか、再度確認するとともに、建設予定地は交通量の多い国道に面しているため、出入りする際の安全対策について十分検討すべきであるという意見が出されました。

以上のような審査の後、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長（上野伸五）

協働環境委員長の報告に対して、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

私はただいまの協働環境委員長報告にありました「議案第９１号」、「議案第９４号」及び「議案第９６号」に賛成の立場から討論を行います。

本市手数料条例の一部を改正する条例は、法改正によりマイナンバー通知カードが廃止となったため、再交付に係る手数料の規定を廃止するものとの説明です。通知カード廃止後、住所等の変更があった場合は無効になるが、無料だからと言われてマイナンバーカードをつくらなくても普通に暮らせることは、本市でもマイナンバー交付率がいまだに２２．６％と低いことからもわかります。それでもどうしてもナンバーを知りたいときは、住民票で確認でき、落とせば危険な、落とさなくても心配なマイナンバーカードをつくらなくてもよいということです。今回手数料廃止そのものによる住民の不利益はないと考えます。

「飯塚市交流センター条例の一部を改正する条例案」は、穂波交流センターのエレベーター設置を含めた耐震改修に伴う、部屋の面積の変更に伴うものです。今回改修は、交流センターを穂波支所内に設置するとの本市の一方的な方針に対する地元住民の皆さんの意見を基本的に反映したものであります。

次に、「契約の締結（二瀬交流センター建設工事）」は、老朽化した現交流センターを国道２０１号沿線の学校給食センター跡地に新築建てかえをするものです。地域住民の皆さんとトイレの設置など災害発生時の対応を初めとして協議を重ねて実現に至ったものです。立地については、過去、かなり深く浸水した経過もあり、建花寺川については河川改修を行ったとはいえ、いつどういう雨が降るかわからない時代に入っており、浸水対策は万全を期す必要があります。また、国道２０１号は車と人が夜昼なく多く、この流れと交わって進入する動線計画は再検討が必要です。総合評価方式による入札については、委員会で資料を要求して審査し、不透明感はありましたが、決定的な談合情報は出てきませんでした。

以上で、私の討論を終わります。

○議長（上野伸五）

　ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第９１号　飯塚市手数料条例の一部を改正する条例」、「議案第９４号　飯塚市交流センター条例の一部を改正する条例」及び「議案第９６号　契約の締結（二瀬交流センター建設工事）」、以上３件の委員長報告は、いずれも原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案３件は、いずれも原案可決されました。

経済建設委員長の報告を求めます。４番　奥山亮一議員。

○４番（奥山亮一）

経済建設委員会に付託を受けました議案４件、認定議案４件について、審査した結果を報告いたします。

「議案第９０号　令和２年度 飯塚市駐車場事業特別会計補正予算（第１号）」及び「議案第９７号　指定管理者の指定（飯塚立体駐車場）」、以上２件については、関連があるため一括議題とし、執行部から補正予算書及び議案書に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、今回選定された指定管理者は市外業者であるが、雇用する人員についてはどうなるのかということについては、業者からの提案書に地元からの雇用を行う旨の記載があることから、提案書に基づき、地元の企業及び地元住民の採用について協議していきたいという答弁であります。

次に、指定管理者の選定に当たり、前回と今回の募集要項の変更点は何か、また、指定管理者が行う設備投資はあるのかということについては、令和３年４月以降、立体駐車場の運営時間を２４時間とすることから、これに対応できることが主な変更点であり、運営時間の２４時間化に伴う防犯上、安全上の対応として、各所に防犯カメラを新しく設置した上で、管理人を非常駐化する提案を受けているという答弁であります。

以上のような審査の後、本案２件については、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第９５号　飯塚市病院事業条例の一部を改正する条例」については、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、現在、土曜日の医師の勤務体制はどのようになっているのか。また、土曜日の外来患者数はどの程度いるのかということについては、現在、土曜日の午前中は内科１名、外科１名の医師で対応し、午後からの救急患者には、内科系と外科系の医師で対応している。患者数は平均で５、６名であるという答弁であります。

以上のような審査の後、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第１００号　市道路線の認定」については、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第１３号　令和元年度 飯塚市水道事業会計決算の認定」、「認定第１４号　令和元年度 飯塚市工業用水道事業会計決算の認定」、「認定第１５号　令和元年度 飯塚市下水道事業会計決算の認定」及び「認定第１６号　令和元年度 飯塚市立病院事業会計決算の認定」、以上４件については、一括議題とし、執行部から決算書等に基づきそれぞれ補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、水道事業会計決算について、有収率が８６．８４％と低い理由は何かということについては、老朽化した水道管からの漏水等が主な原因であるという答弁であります。

次に、漏水をとめなければ有収率が上がらず、単年度収支赤字が続くこととなる。現在の事業計画の老朽管対応では、全ての水道管を更新するには１４０年かかると監査委員から指摘されているが、どのように考えているのかということについては、水道管の更新ペースについても、現在策定中の投資財政計画に盛り込み、健全な水道事業運営ができるよう努めていくという答弁であります。

この答弁を受け、現在のコロナ禍において、地域経済が低迷していることも考え、現在の事業計画を前倒しで実施し、仕事を増加させることで地域経済を活性化すべきであるという意見が出されました。

次に、工業用水道事業会計決算について、事業の赤字が続いており、事業運営に不足する金額は一般会計から多額の繰り入れをしているが、事業の廃止についてはどのように考えているのかということについては、現在、新型コロナウイルス感染拡大の影響で、企業へのヒアリングは少しおくれているが、今後、利用事業者と現状についての認識を共有し、理解を深めながら、方針を取りまとめるという答弁であります。

次に、下水道事業会計決算について、公共下水道へのつなぎ込みが３千戸ほどおくれているが、つなぎ込み促進及びコロナ禍で低迷している地域経済への貢献のため、飯塚市企業局水洗便所等改造費補助金をアップするなどを検討してはどうかということについては、公共投資によって地域経済を活性化させるという観点からも、補助金のアップについて検討するという答弁であります。

以上のような審査の後、本案４件については、いずれも認定すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長（上野伸五）

経済建設委員長の報告に対して、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

私はただいまの経済建設委員長報告のうち「議案第９５号」、「議案第９７号」、「認定第１３号」及び「認定第１６号」に反対し、討論を行います。

まず、「飯塚市病院事業条例の一部を改正する条例案」です。提案理由説明は、飯塚医療圏における救急医療体制を確保し、２次救急医療機関としての役割を担っていくに当たり、飯塚市立病院の外来診療について土曜日を休診日とし、救急診療体制を強化するものであり、２カ月後の１２月１日から施行とのことです。

この変更の理由について企業局長は、私の議案質疑に対する答弁の中で、市立病院は地域医療支援病院という名称の取得を目指しており、その要件の一つに救急医療体制の充実があるからだと発言しました。

飯塚市立病院と同じく、地域医療振興協会が管理運営に責任を持つ横須賀市立市民病院は、そのウエブサイトによれば、病床数４８２床のうち地域包括ケア病棟３４床、回復期リハビリテーション病棟３４床、そして感染症病床が６床とのことで、既に地域医療支援病院となっています。医療スタッフ体制の状況にもよるのでしょうが、休診日は日曜・祝祭日・年末年始となっていて、土曜診療を続けているのであります。

飯塚市立病院が目指すという地域医療支援病院の具体的な役割は、①紹介患者さんへの医療の提供。②かかりつけ医等への患者さんの逆紹介。③医療機器の地域の医療機関における共同利用。④救急医療の提供。⑤地域の医療従事者に対する研修の実施が挙げられています。

地域医療支援病院の承認要件は、①紹介患者に対し医療を提供する体制が整備されていること。紹介率は紹介患者数に対する初診患者数の比率、逆紹介率は逆紹介患者数に対する初診患者数の比率ですが、紹介率８０％以上、紹介率６５％以上かつ逆紹介率４０％以上、紹介率５０％以上かつ逆紹介率７０％以上、３つのランクづけがあります。②共同利用させるための体制が整備されていること。③救急医療を提供する能力を有すること。これは具体的には次のうち、いずれかということになります。その１つ目は、救急自動車により搬送された患者の数が１千以上であること。２つ目は、救急自動車により搬送された患者の数が救急医療圏（二次医療圏）人口の０．２％以上であること。④地域の医療従事者に対する研修を行わせる能力を有すること。これは年間１２回以上開催となっています。⑤２００床以上の病床を有すること。⑥必要設備としては集中治療室、診療に関する諸記録、病院の管理及び運営に関する諸記録、化学、細菌及び病理の検査施設、病理解剖室、研究室、講義室、図書室、救急用または患者輸送用自動車及び医薬品情報管理室。⑦集中治療室等の必置施設の構造設備が厚生労働省令で定める要件に適合する必要があります。開設主体は原則として国、都道府県、市町村、特別医療法人、公的医療機関、医療法人等とされています。

本来、地域医療の充実のためには、地域医療に関する地域の合意、新たな財政出動についてのしっかりした意見交換が必要であり、筑豊労災病院や県立嘉穂病院を守り充実させようと頑張ってきた地域住民の合意形成は不可欠であります。

地域医療支援病院に承認されるメリットとしては、病院としては急性期入院加算などの診療報酬の加算が得られること、入院診療加算など国による誘導がある一方で、初めて診察を受ける患者は、紹介状がない場合は、初診料のほかに初診時療養費（保険外併用療養費）５５００円（消費税等含む）が必要です。

いずれにしても、地域医療振興協会が同じく管理運営に責任を負う横須賀市立病院が、現在は継続している土曜診療を、飯塚市立病院でやめるのに必要な協議について、病院関係者は同意したが、何という会議かはわからない、看護師からは聞いていない、患者や地域の皆さんからは聞いてもいないというのでは、市立病院の名が泣くと言わざるを得ません。地域医療支援病院の承認申請がこのように乱暴に行われてはならないということを、この際、指摘しておきたいと思います。

次に、「指定管理者の指定（飯塚立体駐車場）」については、市の直営で行えるものであり、市外の業者をわざわざ指定管理者にしなければならないものではありません。

次は、２０１９年度水道事業会計決算の認定についてです。全ての浄水施設の管理運転を、１０年を超える長期にわたり民間事業者に委託し続けて、本市の水道事業遂行能力が技術面で著しく低下し、このままでは失われてしまう危険性が進行しています。安全管理のあり方、業者選定のあり方、そもそも浄水施設の管理運転という極めて公共性の高い業務を、利潤追求を第一とする民間業者に一括委託することは不適切であります。特に現在、地震を初めさまざまな災害に備えることが求められており、市が全面的に公的な責任を果たす体制確立こそが求められています。

予想される給水人口の減少の一方で、病院など重要施設を初めとした老朽水管の更新費用の増嵩などの経営面の影響を、公的な立場から、住民とともに知恵を出して打開する立場は弱いものがあります。

監査委員の審査意見書が、資産の状況、更新コスト、施設規模と並んで、大規模な災害や予測不可能な費用の支出に対する支出の準備までを挙げて、「適正料金のあり方について検討することが必要です」と述べたのを受けて、企業局が検討を進めるとしていますが、大規模な災害や予測不可能な費用を水道料金に乗せる安易な引き上げは認められません。

水道事業の民営化の導入については、企業管理者は考えていないとのことですが、導入すれば水道事業の破綻につながることは先行事例からも明らかです。安全、安定、安価の水道事業を守るには、公的な責任の強化こそが必要であります。

メガソーラー乱開発が迫っている白旗山にある２万人に供給する５つの水道施設の安全確保について、福岡県が安全だとして林地開発を許可していると言い張り、調査さえ行わないとし、ついにけやき台団地真上の上高雄配水池や上高雄ポンプ場に危険が迫る事態となっているのは極めて重大です。工事下請けには本市の指名業者も加わっていますが、６月には上高雄ポンプ場のフェンスを重機で破損する事態も起きましたが、その詳細を企業局は明らかにしないのであります。

次に、市立病院事業会計です。２００３年、平成１５年、筑豊労災病院を廃止する国の攻撃に対して、地域が団結して存続を実現した市立病院は、地域医療振興協会を３０年契約で指定管理者としています。

この１３年の間に、市立病院は急患の受け入れなど、地域医療においてなくてはならない役割を果たしてきました。施設面では大規模な財政出動もありました。市立病院と言いながら、医療の現場には指定管理者制度の壁があり、設立者である本市が適切な情報が得られない事態もあります。職場では、夜勤が月１２日も続く看護師体制に見られるように、医療スタッフ不足も指摘されるなど、現在、課題が山積しています。

こうした中で、福岡県の病床削減構想も打ち出され、これに追い打ちをかけるように昨年９月には、厚生労働省が公立・公的病院４２４施設の再編統廃合計画を突然打ち出し、済生会飯塚嘉穂病院とともに、飯塚市立病院の名前を挙げて、今日まで外していないのです。市立病院は現在、地域医療支援病院としての構想を持っているとの説明です。

今後、地域医療の中核病院として市立病院を守り、充実させるためには、地域において、住民本位の立場に立った地域医療を守れの共闘を広げることが必要ですが、現状においては、地域公共交通網づくりの動きと同じように、市民は置き去りにされています。また、市条例に定める病院管理運営協議会には、医療現場の労働者、患者、地域住民、医療に関する知識を持った弁護士など、必要な分野の代表の参加が排除されたままであります。検討の実態もみられません。市立病院は、そもそも筑豊労災病院の設立の経過からしても、国が将来にわたって責任を持ってしかるべきであります。

以上で、私の討論を終わります。

○議長（上野伸五）

　ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第９０号　令和２年度 飯塚市駐車場事業特別会計補正予算（第１号）」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案可決されました。

「議案第９５号　飯塚市病院事業条例の一部を改正する条例」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員はご起立願います。

（　起　立　）

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

「議案第９７号　指定管理者の指定（飯塚立体駐車場）」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員はご起立願います。

（　起　立　）

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

「議案第１００号　市道路線の認定」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案可決されました。

「認定第１３号　令和元年度 飯塚市水道事業会計決算の認定」の委員長報告は、認定であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員はご起立願います。

（　起　立　）

賛成多数。よって、本案は、認定されました。

「認定第１４号　令和元年度 飯塚市工業用水道事業会計決算の認定」及び「認定第１５号　令和元年度 飯塚市下水道事業会計決算の認定」、以上２件の委員長報告は、いずれも認定であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案２件は、いずれも認定されました。

「認定第１６号　令和元年度 飯塚市立病院事業会計決算の認定」の委員長報告は、認定であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員はご起立願います。

（　起　立　）

賛成多数。よって、本案は、認定されました。

暫時休憩いたします。

午前１１時００分　休憩

午前１１時１５分　再開

○議長（上野伸五）

本会議を再開いたします。

令和元年度決算特別委員会に付託していました、「認定第１号」から「認定第１２号」までの１２件を一括議題といたします。

令和元年度決算特別委員長の報告を求めます。２８番　秀村長利議員。

○２８番（秀村長利）

本特別委員会に付託を受けました認定議案１２件について、審査した結果を報告いたします。

それぞれの認定議案については、執行部から決算書等に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

「認定第１号　令和元年度 飯塚市一般会計歳入歳出決算の認定」についての質疑応答の主なものとして、総務管理費、一般管理費、産業医委託料について、職員への産業医による健康相談の実施等の啓発はどのように行っているのかということについては、実施日に全庁掲示板で全職員向けに周知を行い、長時間勤務労働者に対しては、面談実施を当該職員及び所属長に通知し、産業医との面談を実施している。平成２９年度からは、産業医の相談をフォローする形で保健師による健康相談も実施し、健康管理業務の強化を図っているという答弁であります。

次に、総務管理費、地域振興費、まちづくり協議会補助金について、１２地区のまちづくり協議会は補助金を活用しさまざまな事業を実施しているが、どのような成果があるのかということについては、各地区のまちづくり協議会において独自に計画された事業を展開し、また地域への公益的な事業を実施することで、住民同士の信頼関係、地域の交流、コミュニティの活性化につながっているという答弁であります。

次に、総務管理費、諸費、防犯対策事業費について、ＬＥＤ防犯灯は平成２５年から１０年間のリース契約となっており、現在、補修等はリース会社が行っているが、契約終了後の補修等はどうなるのかということについては、今後の方針はまだ決まっていないため、他市の状況等も確認しながら検討を行い、今年度中にある程度の方向性をまとめていくという答弁であります。

この答弁を受けて、自治会加入者も少なくなっている状況等にも配慮した上で検討し、自治会に対し早期に説明をしてほしいという意見が出されました。

次に、社会福祉費、障がい者福祉費、意思疎通支援者派遣手数料について、この事業の課題は何かということについては、手話通訳者が高齢化していることが喫緊の課題であり、市においても手話奉仕員養成講座等を行い毎年２０から３０名の修了生を出しているが、その後、手話通訳者として活動するためには、相当の技術や経験が必要であることから、手話通訳者がふえない状況があり、現在、飯塚市聴覚障害者協会や飯塚市手話の会と解決に向けた検討を行っているという答弁であります。

次に、児童福祉費、児童福祉総務費、保育士修学資金貸付金について、利用実績はどうなっているのかということについては、制度開始の平成２９年１０月から令和元年度までで４０名に貸し付けをしており、令和元年度までの卒業者が２５名、そのうち卒業後に市内私立保育施設へ就職した方が１９名であるという答弁であります。

この答弁を受けて、利用者をふやすためにも広く啓発活動を行い、保育士不足の解消に努めてほしいという意見が出されました。

次に、児童福祉費、児童措置費、保育所体制と入所待機について、待機児童ゼロに向けた取り組みはどうなっているのかということについては、これまで定員増による施設整備や認定こども園への移行による保育の受け皿の確保の取り組みを行っている。また、令和２年度には新設保育所の開設、認定こども園へ移行する幼稚園により、令和３年度から１６６名の定員増を行う予定としており、令和３年度には待機児童が解消できる見込みであるという答弁であります。

次に、商工費、商工業振興費、海外経済交流推進事業について、コロナ禍において、販路開拓や販路拡大などの物販事業をどのように進めていくのかということについては、オンラインのみでは成果を見込むことが難しいと考えるため、従来の現地に赴いての対面型の商談に加える形で、オンライン形式による商談の実施を検討する。またベトナム、ハノイにオープン予定の九州プロモーションセンターを活用した事業展開についても検討を行うという答弁であります。

次に、住宅費、住宅管理費、住宅施設管理事業費について、市営住宅の共益費の滞納に関して市はどのように対応しているのかということについては、共益費はそれぞれの団地の管理人等が徴収しており、市は滞納状況については把握していないが、滞納に関する相談があった場合には、改善に向け協議を行い、職員が同行して当事者に支払いのお願いをするなどの対応を行っているという答弁であります。

この答弁を受けて、条例や規則等の整備を行って、共益費を自治体が徴収している例もあるので、入居者から平等に徴収できるような方策について調査、検討してほしいという意見が出されました。

次に、教育総務費、事務局費、学力向上推進事業費について、徹底反復学習や協調学習等の実施により、どのような成果が出ているのかということについては、小学校では全国標準学力検査ＮＲＴ、国語、数学において、おおむね全国平均を上回り、中学校では、県の標準学力分析テスト等において、県の平均を上回る結果が出ているという答弁であります。

次に、小学校費、教育振興費、オンライン英会話授業支援業務委託料について、小学生からオンラインによるネイティブ講師とのマンツーマンでの英会話レッスンを授業に導入している自治体は少なく、すばらしい事業であるため、現在、小学校５、６年生のみである対象者を、小学校においては３、４年生まで拡大、また中学校においては継続ができないのかということについては、小学３、４年生では外国語に初めて出会う子どもたちが多く、マンツーマンでレッスンを行うことは難しい段階であるため、ＡＬＴの派遣によりコミュニケーションの素地を養うことが適切であると考えている。中学校については、英語科教員の英語によるコミュニケーション能力が高いことや、各学級に年間１６回程度、ＡＬＴを派遣していることから、中学校でのオンライン英会話の実施は難しいと考えていたが、今後のグローバル化に対応した新たな英語教育の実践のため、実施について調査・研究していくという答弁であります。

次に、財産売払収入、不動産売払収入、市有土地、建物等不動産資産について、市有不動産を売却した際に、単価を決定した根拠や売却によって得られる税収、節減できる経費など、市有不動産の売却についての判断材料を積極的に情報開示する必要があるのではないかということについては、土地の所在や相手方、入札の経過や売却の条件などは議案書に記載しているが、さらに充実した内容の情報開示ができるよう努めるという答弁であります。

このほか、審査の過程において、地域経済の活性化について、老朽危険家屋の解体について、放課後等デイサービスの利用について、子ども医療費の自己負担について、不育症治療への助成について、公園施設の樹木管理について、防災行政無線について、運動部活動指導員の増員について、旧地域改善対策住宅への入居について、市有不動産資産情報の「見える化」について及びコロナ禍における各種支援等についてなど、多岐にわたって指摘なり要望がなされました。

以上のような審査の後、委員の中から、住民の暮らし応援、無駄遣いのチェック、市政運営における不透明感はないかなど３つの視点とともに、２月に発生した新型コロナウイルス感染危機から、市民の命と暮らしを守るために、緊急対策とそれにふさわしい財政出動を行ったのかについて指摘すべきところがあり、本案に反対であるという意見が出され、採決を行った結果、本案については、賛成多数で認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第２号　令和元年度 飯塚市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定」については、審査の後、委員の中から、高過ぎる保険税を市民に押しつけていること、また資格証明書や短期保険証の交付により医療を受ける機会を抑制することは、新型コロナ危機の時代には許されないなどの理由から、本案に反対であるという意見が出され、採決を行った結果、本案については、賛成多数で認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第３号　令和元年度 飯塚市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定」については、審査の後、委員の中から、高過ぎる保険料に加え、自己負担の増大によって高齢者が苦しんでいるため、本案に反対であるという意見が出され、採決を行った結果、本案については、賛成多数で認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第４号　令和元年度 飯塚市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定」については、審査の後、委員の中から、高過ぎる保険料を押しつけ、滞納した高齢者から正規保険証を取り上げて短期保険証を押しつけるというやり方は到底認めがたく、本案に反対であるという意見が出され、採決を行った結果、本案については、賛成多数で認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第５号　令和元年度 飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算の認定」については、審査した結果、認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第６号　令和元年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計歳入歳出決算の認定」については、審査の後、委員の中から、公営競技に民間への一括委託はなじまないため、本案に反対であるという意見が出され、採決を行った結果、本案については、賛成多数で認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第７号　令和元年度 飯塚市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定」については、審査した結果、認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第８号　令和元年度 飯塚市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算の認定」、については、審査の後、委員の中から、新卸売市場の建てかえ事業は、構想が二転三転する中で、事業費が増大しており、その負担が高い使用料となれば業者の経営が大きく圧迫されることとなるため本案に反対であるという意見が出され、採決を行った結果、本案については、賛成多数で認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第９号　令和元年度 飯塚市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定」については、審査した結果、認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第１０号　令和元年度 飯塚市工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定」については、審査の後、委員の中から、市民に多大な負担を押しつけて造成した鯰田工業団地に関する事業費があるため、本案に反対であるという意見が出され、採決を行った結果、本案については、賛成多数で認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第１１号　令和元年度 飯塚市汚水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定」及び「認定第１２号　令和元年度 飯塚市学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定」、以上２件については、それぞれ審査した結果、いずれも認定すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長（上野伸五）

令和元年度決算特別委員長の報告に対して、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

私はただいまの決算特別委員長報告のうち「認定第１号」から「認定第４号」、「認定第６号」、「認定第８号」及び「認定第１０号」に反対し討論を行います。

まず、一般会計歳入歳出決算についてです。片峯市長３年目の令和元年度、２０１９年度当初予算と補正予算の執行については、第１に、住民の暮らしを応援するという視点、第２に、無駄遣いをチェックする視点、第３に、公正で透明な市政運営を貫く視点から考えるところがあります。

２０１９年度は新自由主義路線を突き進む安倍政権のもとで格差がさらに拡大し、昨年１０月からの消費税増税による市民の暮らしと地域経済への打撃が予想される中、本市は、低い住民サービス、重い住民負担の上に、過去最高水準にまで膨れ上がった財政調整基金及び減債基金があり、地方自治の本旨である住民福祉の増進を図るために、これまでの市政の流れを変えて、一般会計予算の一部組み替え、基金の取り崩しなどによる財源確保と暮らしの応援への思い切った財政出動が求められていたのであります。

当初予算と補正予算の執行が、この住民の福祉の増進の方向に向かったか、また、市政のかじ取りが一部ではなく、全体の奉仕者として公正な立場で行われたか、さらに、ことし２月に発生した新型コロナウイルス感染危機から、市民の命と暮らしを守るために、緊急対策とそれにふさわしい財政出動を行ったかも、この決算の審査によって問われるのであります。

第１は、暮らしを応援する視点です。保育所の新設関連予算、買い物支援ワゴン補助金、住宅リフォーム助成予算の増額などは、不十分さや弱点がありますが、我が党の提案や市民の要望を市長がじかに受けとめて行ったものを含めて、前向きな変化であります。

その一方で、高過ぎるごみ袋代、国民健康保険税、介護保険料、保育料、児童クラブ保育料、学校給食費など、しっかりした負担軽減策は見られません。保育所入所待機児ゼロ対策には、それに不可欠な公立保育所の新設はないばかりか、公立筑穂保育所は建てかえに当たり定数を３０人も削減する方向を打ち出しています。

子ども医療費助成無料化は４千万円程度で実現できるのに踏み出さず、嘉麻市より劣ったままです。保育所無償化の対象から外れる家庭を支える手当は１億７千万円程度で済むのに、市長は「先立つものがない」と答弁したきり拒否したままであります。

ここには、なお国の悪政言いなりの福祉犠牲型の行財政改革の流れが、太く流れていることを指摘しなければなりません。

来年度予算編成に当たっては、消費税１０％のもとでの新型コロナ危機から市民の命と暮らしを守るために、日本共産党が財源を示して、今年度３月議会で示した５つの提案、６月議会で示した７つの提言をまともに検討して実行するよう求めるものであります。

第２は、無駄遣いをチェックする視点です。現地における大規模改修でなく、３０億円も費用がかさむ移転新築建てかえでよいのかが問われる新体育館関連、庶民のための温泉浴場や食堂を廃止し、九特興業に１２億円にも及ぶ工事を随意契約で任せた筑豊ハイツ再整備関連、これは卸売市場特別会計にもかかわりますが、魚市場が撤退し立地について意見が続く中で構想が揺らぎ、立地について意見が続く総事業費４１億円にも及ぶ新卸売市場関連、３つのプロジェクトで総事業費１００億円にもなる大規模事業は、片峯市長のもとで強引に進められています。

第３は、公正で透明な市政運営を貫く視点です。後になぜか急に打ち切りとなった片峯市長による福岡音楽大学誘致構想による調査活動、パラリンピックキャンプ地誘致を利用した筑豊ハイツ再整備構想の二転三転劇、バリアフリーの宿泊ルームが１０室足りず新築するが、工期が不足などとして整備方式ＤＢＯを採用した特別扱い、また、卸売市場跡地へのゆめタウン誘致の見え隠れを含めて、不透明なものが、市役所の中を横行しているのであります。

こうした中で、特に指摘しなければならないのは、株式会社麻生セメントが出資５％で副社長を取締役に配置した関の山鉱山株式会社に対し、関の山の鉱業権と市有地を売却する契約を、住民にも議会にも隠れて昨年８月２３日、急遽締結しましたが、その経過と狙いは今も明らかにされないままです。こうした動きが昨年９月定例会で議案質疑の中で明らかになる中、鉱業権と市有地の売却に反対する地元自治会の請願が採択され、契約議案が否決されました。ところが、片峯市長はその後、ついに鉱業権の放棄を決意し、ことし３月議会に議案を提出し議決を得たのであります。

これによって今後、関の山鉱山株式会社は速やかに鉱業権を手に入れた上で、遠からず市有地の売却を迫ることができます。決算特別委員会で担当部長は「水源涵養林として管理していく」と２度にわたり決意を表明しましたが、それにも関わらず、関の山鉱山株式会社から払い下げ要望書が提出されたなどといって、片峯市長が受け入れてしまえば、議会の議決も求めず売却ということになりかねません。今は緑もえる美しい関の山が、大規模に破壊されることになりかねない緊迫した状態が、今も続いていると言わなければなりません。

白旗山メガソーラー乱開発にかかわる文化財調査を理由にした森林伐採が繰り返され、林地開発許可条件違反が発生した不透明感もあります。現在、これまで工事用車両は入れないと言っていたのに、この工事の為に、新相田自治会１８組の住宅に隣接する市有地の使用を認める契約を、隣接住民の皆さんにさえ何の相談も、立会も、了解もなく、その契約書によれば、合同会社飯塚メガソーラーマネジメント代表社員森本潤を連帯保証人に、修成工業代表取締役藤本隆二と結ぶ事態も起きています。

また、部落解放同盟に対する補助金は活動経費２３００万円に対し、人件費を中心に１９１８万円、８３％を占め、補助対象を明確にするよう求めた監査委員の改善指摘は、補助対象、補助対象外の流用を認めることになっているために、なお実現していないのであります。行政と市民の税金に依存した実態を改め、補助金を受け取らず自立した団体として、今後は胸を張って活動できるよう、全日本同和会と合わせて指導するべきであります。

特定の市営住宅について、入居を推薦する権限を独占的に市が与えるやり方は、直ちにやめなければなりません。住宅に困窮する市民には、どの団体や個人の推薦があろうとなかろうと、特別の事情がある場合は、応募を認める公正な制度をつくる必要があります。

そもそも人権に関する大切な事業は、本市が公的な立場から直接責任を果たすべきであり、現在の人権・同和政策課は、部落解放同盟、全日本同和会への補助金、人権ネットいいづかへの委託料に関する業務は廃止し、この際、人権推進課として公正に仕事を行うべきであります。

市政運営の最上位に位置づけられる第２次総合計画は、片峯市長就任とほぼ時を同じくして、　２０１７年３月に策定されました。ここでは、議会における論戦の中で１０年ぶりに、地方自治の本旨が住民の福祉の増進を図ることにあることを明記し、「人が輝き　まちが飛躍する　住みたいまち　住みつづけたいまち」を打ち出しました。

しかし、片峯市長３年目の予算執行となる２０１９年度決算を、既に指摘した３つの視点でチェックすれば、この総合計画の積極面にある住民の声に応えた前進は小さく、財政力の弱い周辺自治体からも大きくおくれているところもあり、過去最高水準の財政調整基金及び減債基金など財源があったにもかかわらず、２月に発生した新型コロナへまともな財政出動をしないなど、住民の福祉の増進を抜本的に進めなかった片峯市長の市政運営が、随所にあらわれているのであります。

次に、国民健康保険特別会計です。国に対し全国知事会が求める均等割の廃止及び地方に対する必要な財源措置を、国がとらず、本市も子ども医療費助成を理由にした国のペナルティー、交付金減額を補填するほかは、法定外繰り入れを拒否し続けています。決算認定に反対する理由の第１は、世帯平均２万円の引き下げを行ったのは、住民の声を反映したものですが、それでも暮らしを脅かす高過ぎる国民健康保険税を市民に押しつけ続けていることであります。第２に、それによって１年間通用する正規保険証を滞納者に交付せず、滞納によって資格証明書や短期保険証を渡して、医療を受ける機会を抑制したことであります。こうしたことは、特に新型コロナ危機の時代には許されず、速やかに正規保険証を原則交付し、個人の健康を守るとともに、感染拡大防止に全力を挙げるべきであります。

次に、介護保険特別会計です。高過ぎる介護保険料に加えて、自己負担の増大、介護認定が軽いほうになる傾向のために高齢者が苦しんでおり、認めることはできません。

次に、後期高齢者医療特別会計です。高過ぎる保険料を押しつけて、滞納になると高齢者から正規保険証を取り上げて、高齢者に対して短期保険証を押しつけるというやり方は到底認めがたいのであります。

次に、小型自動車競走事業特別会計、オートレース特別会計です。そもそも事業の運営を一括して民間委託する手法は、公営ギャンブルにはなじみません。

次に、地方卸売市場事業特別会計です。総事業費が４１億円に及ぶ新卸売市場建てかえは、構想が二転三転する中で事業費が増大し、その負担が高い使用料となれば業者の経営が大きく圧迫され、いつまで存続できるか不安が広がっています。こうした中で、新型コロナ危機が進行したにもかかわらず、その見直しをしていません。

次に、工業用地造成事業特別会計です。三菱マテリアル炭鉱跡地の鯰田工業団地造成は、市民に多大な負担を押しつけて強引に進められ、今後についても、将来生じる地盤の不具合に関する損害賠償を鉱業法の定める最終鉱業権者であるのに、三菱マテリアルには求めないとした土地売買契約を結んでおり、市民に大きな不利益がかかりかねません。

以上で、私の討論を終わります。

○議長（上野伸五）

　ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。「認定第１号　令和元年度 飯塚市一般会計歳入歳出決算の認定」の委員長報告は、認定であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員はご起立願います。

（　起　立　）

賛成多数。よって、本案は、認定されました。

「認定第２号　令和元年度 飯塚市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定」の委員長報告は、認定であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員はご起立願います。

（　起　立　）

賛成多数。よって、本案は、認定されました。

「認定第３号　令和元年度 飯塚市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定」の委員長報告は、認定であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員はご起立願います。

（　起　立　）

賛成多数。よって、本案は、認定されました。

「認定第４号　令和元年度 飯塚市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定」の委員長報告は、認定であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員はご起立願います。

（　起　立　）

賛成多数。よって、本案は、認定されました。

「認定第５号　令和元年度 飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算の認定」の委員長報告は、認定であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は、認定されました。

「認定第６号　令和元年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計歳入歳出決算の認定」の委員長報告は、認定であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員はご起立願います。

（　起　立　）

賛成多数。よって、本案は、認定されました。

「認定第７号　令和元年度 飯塚市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定」の委員長報告は、認定であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は、認定されました。

「認定第８号　令和元年度 飯塚市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算の認定」の委員長報告は、認定であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員はご起立願います。

（　起　立　）

賛成多数。よって、本案は、認定されました。

「認定第９号　令和元年度 飯塚市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定」の委員長報告は、認定であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は、認定されました。

「認定第１０号　令和元年度 飯塚市工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定」の委員長報告は、認定であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員はご起立願います。

（　起　立　）

賛成多数。よって、本案は、認定されました。

「認定第１１号　令和元年度 飯塚市汚水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定」及び「認定第１２号　令和元年度 飯塚市学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定」、以上２件の委員長報告は、いずれも認定であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案２件は、いずれも認定されました。

「議案第１０２号　人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（片峯　誠）

　ただいま上程されました「議案第１０２号　人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること」についてご説明いたします。

令和元年１１月２３日付失職に伴い、人権擁護委員につきまして、西谷とも子氏を新たに同委員の候補者として推薦したいと存じますので、議会の意見を求めるものであります。よろしくお願いいたします。

○議長（上野伸五）

　提案理由の説明が終わりました。お諮りいたします。本案は会議規則第３６条第３項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

　ご異議なしと認めます。よって、本案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。質疑を許します。質疑はありませんか。８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　昨年１１月２３日失職ということですけれども、どういう事情があったのか、お尋ねします。

○議長（上野伸五）

　人権・同和政策課長。

○人権・同和政策課長（山田哲史）

　失職の理由につきましては、法務局より、個人情報のため明らかにはされておりませんが、人権擁護委員法第７条で、委員の欠格条項が規定されており、これらの条項に該当したものと考えております。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　その欠格条項というのは、どういう内容ですか。

○議長（上野伸五）

　人権・同和政策課長。

○人権・同和政策課長（山田哲史）

　人権擁護委員法第７条、読み上げますと、まず、「左の各号のいずれかに該当する者は、人権擁護委員になることはできない。」１点目としまして、「禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者」。２点目としまして、「前号に該当する者を除くほか、人権の侵犯に当たる犯罪行為のあった者」。３点目としまして、「日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者」。そして２項として、「人権擁護委員が、前項各号の一に該当するに至つたときは、当然失職する。」このような規定でございます。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　失職に該当する行為が行われたのは、いつの時期ですか。

○議長（上野伸五）

　人権・同和政策課長。

○人権・同和政策課長（山田哲史）

　法務局からの通知では、そういった具体的な情報までは記載されておりませんでしたので、把握できておりません。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　昨年の９月定例会で承認したのではないかと思いますが、その段階では、この事実行為が行われたことについて、飯塚市は、市長は確認していなかったんですね。わからなかったんですか。

○議長（上野伸五）

　人権・同和政策課長。

○人権・同和政策課長（山田哲史）

　経緯につきましてご説明しますと、まず前任委員は平成３０年９月議会に、人権擁護委員の推薦について議会のほうにお諮りをし、賛成をいただいた後に、福岡法務局飯塚支局を通じて法務大臣宛て推薦を行い、平成３１年１月１日付で法務大臣より人権擁護委員の委嘱を受けられたものでございます。その後、令和元年１１月２３日付で失職となったために、改めて法務局より委員の推薦依頼があっているものでございます。ご質問の議会推薦におきましては、当時としては失職に該当するような事実については、把握はできておりませんでした。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　２年前ということですね。それで飯塚市としては、どういう教訓を今の段階で得ていますか。

○議長（上野伸五）

　人権・同和政策課長。

○人権・同和政策課長（山田哲史）

　教訓ということでございますが、まず推薦に当たっては、地域の有識者の推薦をもとに人選を行い、本人の経歴確認を行うとともに面談を実施し、人権擁護委員の職責について十分ご理解をいただいた上で適格者であると判断し、議会に推薦させていただき、ご同意をいただいているところでございますが、今後このようなことがないよう、本人への経歴確認だけではなく、各種公開されている行政処分情報も確認し、より丁寧、そして慎重に手続を行うよう努力してまいりたいというふうに考えております。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　ジャパンライフではないけれども、人権擁護委員という肩書を利用して、別のことをするというようなことがあったかとか、そういうことは確認してないですか。

○議長（上野伸五）

　人権・同和政策課長。

○人権・同和政策課長（山田哲史）

　そちらにつきましても、情報としてはいただいておりませんし、こちらのほうとしても調査のほうはいたしておりません。

○議長（上野伸五）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　実は私も２年前に同意しているわけですよ。それで、私自身も自己検討をしました。この点でいうと、やっぱりよく調べるということが一つ、反省しています。それからもう一つ、今後の問題としては、人権擁護委員という職務をほかのことで利用させないような、利用しないようなことを、飯塚市が推薦する場合はよくよく考える必要があるのではないかと。例えば、名刺に肩書をいっぱい並べたりすることがあるじゃないですか。そういうときに、ほかの職務と列記することは自粛してもらうようなこととか、そういうことは言えませんか。

○議長（上野伸五）

　人権・同和政策課長。

○人権・同和政策課長（山田哲史）

　人権擁護委員さんのほうをお願いしていらっしゃる方の中には、そのほかにいろんな活動に参加されている方が多々おられます。そういった中で、人権擁護委員さんの活動でございますけれども、こちらでは各地区での特設人権相談の開設だとか、人権の花運動だとか、学校での人権教室の開催だとか、そういった活動をされております。先ほど申しましたいろいろな人権擁護委員会の活動以外にも参画されていらっしゃる方もたくさんおられますので、そういった活動の中で人権相談をやっていますと、そういうふうな広報活動も兼ねていらっしゃると思いますので、そういったご意見がありましたということで、ちょっとそこにつきましては、人権擁護委員協議会のほうとお話のほうをさせていただきたいと思います。

○議長（上野伸五）

　ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第１０２号　人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること」について、同意することに、賛成の議員はご起立願います。

（　起　立　）

全会一致。よって、本案は、同意することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午後　０時００分　休憩

午後　１時００分　再開

○議長（上野伸五）

本会議を再開いたします。

「議員提出議案第７号」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　「議員提出議案第７号」について提案理由の説明をさせていただきます。

今回、飯塚市議会では国に対して、新型コロナウイルス感染症が世界的に蔓延し、我が国は、戦後最大の経済危機に直面している。地域経済にも大きな影響が及び、本年度はもとより来年度においても、地方税・地方交付税など一般財源の激減が避けがたくなっている。地方自治体では、医療介護、子育て、地域の防災・減災、雇用の確保など喫緊の財政需要への対応を初め、長期化する感染症対策にも迫られ、地方財政は巨額の財政不足を生じ、これまでにない厳しい状況に陥ることが予想されるとして、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対して、地方税財源の確保を求める意見書を出そうとしております。

このような取り組みの中で、私は、新型コロナウイルス感染症にかかる影響を受けた市民の皆様の困難な状況を考え、議員報酬及び期末手当の額を削減し、その削減額を市民の皆様の生活安定の予算の一助にすることを目的に提案させていただきます。飯塚市議会議員の議員報酬の支給の特例に関する条例、飯塚市議会会議規則第１４条第１項の規定により提出させていただきます。

飯塚市議会の議員の議員報酬の支給の特例に関する条例を次のように定める。提出者、飯塚市議会議員、道祖　満。賛成者、飯塚市議会議員、古本俊克並びに佐藤清和、地方自治法の第２０３条第４項の規定に基づき、飯塚市議会の議員の議員報酬の支給の特例措置を講ずるため本案を提出するものであります。飯塚市議会の議員の議員報酬の支給の特例に関する条例、飯塚市議会の議員の議員報酬は、飯塚市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例第２条の規定にかかわらず、同条に規定する議員報酬の月額から１００分の１０に相当する額を減じて得た額を支給する。附則、施行期日、この条例は令和２年１０月１日から施行する。この条例の執行は令和３年９月３０日限りその効力を失う。

以上、提案理由にさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いします。

○議長（上野伸五）

　提案理由の説明が終わりました。お諮りいたします。本案は、会議規則第３６条第３項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

　（「異議なし」と呼ぶ者あり）

　ご異議なしと認めます。よって、本案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。質疑を許します。質疑はありませんか。７番　金子加代議員。

○７番（金子加代）

　今回、市民の方に寄り添う気持ちは大変よくわかりますけど、報酬の１０分の１という理由を教えてください。

○議長（上野伸五）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　根拠はありません。ただ、市民の皆様にご理解いただくために１００分の１０、１０分の１という額を提示させていただいたわけでございます。

○議長（上野伸五）

　７番　金子加代議員。

○７番（金子加代）

　１０分の１という根拠がないということですが、今度は１年間という期限つきという理由は何でしょうか。

○議長（上野伸五）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　御承知のように、このコロナウイルスに対するワクチンの開発が進んでおりますが、開発そして接種、それが国民に行き渡っていくのが、約１年程度かかるのではないかと新聞報道、メディアを通じて、そういうふうに報道されておりますのを見まして、１年間というふうにさせていただいております。

○議長（上野伸五）

　７番　金子加代議員。

○７番（金子加代）

　開始日が、きょうが９月２５日で１０月１日、１週間後となりますが、そうなると行政の方たちが大変また忙しくなるのではないかと思いますが、この１０月１日にした理由をお示しください。

○議長（上野伸五）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　私はこのコロナ対策については、以前からいろいろと提案させていただいております。前回も財源確保のために６５歳以上の方の報酬を、この会期中に４６万円を、６５歳以上の方は４０万円に下げてはどうかという提案をさせていただきました。そういうことを考えてきております。考えているのは財政問題であります。御承知のように一般質問を通じまして、２０２０年度末の財政見通しは１４４億円の財政調整基金があるというふうに考えられておりましたけれど、今回の補正予算の中ではっきりしたのは、１４４億円ある予定が、来年の３月末には実に３１億４千万円減って、１１２億６千万円に減るだろうというふうに言われております。そして２０２１年の予算においては、通常どおり取り組んでいけば、この財政調整基金の残高が見通しでは１２６億４千万円だったのが、実に１００億円を切りまして、８６億９千万円になるだろうという予測がなされております。これは、今回の一般質問等を通じて、議員の皆様の意見を反映した予算編成をする中では、この予算は一層に市民を支えるために財政調整基金を使っていけば、予想の８６億９千万円はさらに減るのではないかと。そういう意味では、やはり市民に寄り添った議会という形で、少しでも早く取り組むべきだと考えまして、１０月１日というふうに提案させていただいております。

○議長（上野伸五）

　７番　金子加代議員。

○７番（金子加代）

　開始日がこの１カ月後だというと、議員報酬で、４万６千円で、計算すると１２８万８千円を早くしたいということだと思うんですけど、次に質問したいことは、最後１つあります。約２千万円ぐらいが１年間に削減されるということになるんですが、いろんなこのコロナ禍の中で、飯塚市が困ったことがありますが、困っていると思われていると言われていましたが、一番使いたい、これにはぜひというものがありますか。

○議長（上野伸五）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　提案理由で述べましたが、予算をひもつきというような形にする考えはありません。市民の皆さんの生活安定の予算の一助にすることを目的に、提案をさせていただいております。執行部のほうで、コロナウイルス感染症に対する対策で、いろいろ取り組まなくてはならない部分があると思います。また、これは議員各位もいろいろな面で要望しておりますので、そのときの一助になればと思って提案させていただいております。

○議長（上野伸五）

　ほかに質疑はありませんか。

　（「なし」と呼ぶ者あり）

　質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。７番　金子加代議員。

○７番（金子加代）

　私は「議員提出議案第７号　飯塚市議会の議員の議員報酬の支給の特例に関する条例」について、反対の立場で討論いたします。

反対の理由は、議論が十分になされていないということ、ただ１点です。

私は、現在の報酬は飯塚市民の方々の収入を考えると、決して低いものとは思っておりません。高いほうだと思っております。飯塚市民の方々の働き方を見ていると、全国的に女性が８０％だとも言われる非正規雇用の問題と同様に考えなくてはならない根の深い問題が随所に見られます。市民の方に寄り添い、飯塚の財政に寄与したい。私もそう思います。新型コロナウイルス感染症の影響で、何がどのくらい足りてないのか。もし議員報酬を削減するなら、その割合、機会についてじっくり話し合うべきだと考えます。全国的には新型コロナウイルス感染症の影響で、議員報酬を削減する自治体はたくさんあります。例えば同じ福岡県だと、久留米市は期末手当を２割、６月から半年間１０％削減というようなこともあります。また、宝塚市では６月の報酬に限って１カ月間、１００％削減されております。ほかにも５％を１年間、１０％を３月まで、２０％を３カ月間など、たくさんの削減の幅、期間がありました。今回、提案されている議員報酬１０％が、この飯塚市によいのかどうか、１年間が適当なのかどうか。つまり約２千万円が適当なのかどうか、十分か、不十分なのか、まだまだ議論が必要だと思います。そのために、今回この「議員提出議案第７号　飯塚市議会の議員の議員報酬の支給の特例に関する条例」については反対いたします。

○議長（上野伸五）

　ほかに討論はありませんか。８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　私は、「議員提出議案第７号　飯塚市議会の議員の議員報酬の支給の特例に関する条例」に反対の立場から討論を行います。

新型コロナ危機のもとで、感染拡大防止、医療体制の強化、地域経済対策を初め、市民の命と暮らしを守ることは市政の第１の課題です。住民の暮らしの困難、福祉医療の危機、地域経済の衰退、災害の復旧、とりわけ少子化対策など、多くの課題にも直面しています。社会保障削減や学校、病院、公営住宅を初め、公共施設の統廃合と縮小、上下水道の広域化、民営化などを推し進めています。地方自治体がどういう役割を今、発揮するのか、大きく問われているところだと考えます。地方議会は今こそ住民とともにあって、議会での論戦を初めとして、その活動を旺盛に進め、役割を発揮すべきときだと考えるわけです。とりわけ新型コロナ危機によって困難に陥っている市民の命と健康、生活と営業を支え、保障することが求められています。それに全力を尽くし、その方策をよいものに仕上げていくことが、私たち議員の仕事だと考えるわけです。新体育館、新筑豊ハイツ、新卸売市場、この３つの施設への財政出動は１００億円にも及びますが、こういうことをチェックする仕事もあります。私は、３月議会で５つの提案、６月議会で７つの提言を行いました。その後、事態を踏まえて、９月４日には日本共産党として市長に１１項目の申し入れ書を提出いたしました。もちろん財源についても示したわけです。９月補正後の財政調整基金、減債基金だけでも約１１２億６千万円、ふるさと応援基金などを加えれば１２０億円を超える基金があります。また、地方自治体の要求に押されて、国は必要な財政措置をとらざるを得ない状況にもなっています。一方、本市の財政事情について担当はどういうふうに考えているか、市長はどういうふうに考えているかということについて述べたいと思います。新型コロナ対策と市の財政については、行政経営部長が９月９日、私の一般質問に対する答弁で次の趣旨の答弁をしました。このコロナ禍において市民の健康と命を守り、また経済活動を維持していくための手だてをとっていくことは自治体の責務と考えている。先日、試算した財政シミュレーションでは結構厳しい結果となっているが、その結果をもって支援事業を行わないと判断するのではなく、今後も必要な場合には支援策を実施していかなければならないと考えている。今後とも感染の状況や地域経済の動向なども見きわめつつ、とるべき支援策は検討していきたい。こういう内容であります。確かに財源は考えなければなりません。現状においては、新型コロナ対策のためにお金がないからできないということではなく、お金はあるのに使おうとしない市の姿勢が問われるべき局面です。これまで新型コロナ対策のために２０４４万円が足りず、議会費の削減が必要という議論は、市役所の中にも、市民の中にもなかったわけです。

今回の議員報酬削減の提案には、率先垂範との考え方があるようですけれども、考えてみてください。議員がそういう発想で報酬を減らせば、範を垂れることになるのでしょうか。私は、まず市民の差し迫った窮状に対して全力を挙げて支援し、あらゆる方策を尽くすことが最大の範だと考えるのです。誤った率先垂範は、各分野の報酬や委託料、市民の給料にも重大な影響を与えかねないと考えるわけです。以上で、私の討論を終わります。

○議長（上野伸五）

　ほかに討論はありませんか。

　（「なし」と呼ぶ者あり）

　討論を終結いたします。採決いたします。「議員提出議案第７号　飯塚市議会の議員の議員報酬の支給の特例に関する条例」について、原案どおり可決することに、賛成の議員はご起立願います。

（　起　立　）

　賛成少数。よって、本案は、否決されました。

「議員提出議案第８号」から「議員提出議案第１０号」までの３件を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。１８番　吉田健一議員。

○１８番（吉田健一）

「議員提出議案第８号」、「議員提出議案第９号」及び「議員提出議案第１０号」、以上３件について、提案理由の説明をいたします。

本案３件は、いずれも意見書案であり、配付しておりますので、案文の朗読は省略し、送付先を申し述べさせていただきます。

「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し、地方税財源の確保を求める意見書（案）」は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、経済産業大臣、内閣官房長官、経済再生担当大臣、まち・ひと・しごと創生担当大臣宛てに、「コンビニ交付サービスを活用した罹災証明書の交付を求める意見書(案）」は、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、内閣官房長官、内閣府特命担当大臣（防災　海洋政策）宛てに、「全企業へ「永久劣後ローン」融資制度の創設を求める意見書（案）」は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣・内閣府特命担当大臣（金融）、経済産業大臣、経済再生担当大臣宛てに、それぞれ提出したいと考えております。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長（上野伸五）

提案理由の説明が終わりました。お諮りいたします。本案３件は、会議規則第３６条第３項の規定により、いずれも委員会付託を省略いたしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

　（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案３件は、いずれも委員会付託を省略することに決定いたしました。質疑を許します。質疑はありませんか。

　（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

　（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。「議員提出議案第８号　新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し、地方税財源の確保を求める意見書の提出」、「議員提出議案第９号　コンビニ交付サービスを活用した罹災証明書の交付を求める意見書の提出」及び「議員提出議案第１０号　全企業へ「永久劣後ローン」融資制度の創設を求める意見書の提出」、以上３件について、いずれも原案どおり可決することに、ご異議ありませんか。

　（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案３件は、いずれも原案可決されました。

「議員提出議案第１１号」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。４番　奥山亮一議員。

○４番（奥山亮一）

「議員提出議案第１１号」について、提案理由の説明をいたします。

本案は、意見書案であり、配付しておりますので、案文の朗読は省略し、送付先を申し述べさせていただきます。

「地方自治体のデジタル化の着実な推進を求める意見書（案）」は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、内閣官房長官、行政改革担当大臣、情報通信技術（ＩＴ）政策担当大臣、内閣府特命担当大臣（マイナンバー制度）宛てに、提出したいと考えております。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長（上野伸五）

提案理由の説明が終わりました。お諮りいたします。本案は、会議規則第３６条第３項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

　（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。質疑を許します。質疑はありませんか。

　（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

私は「議員提出議案第１１号　地方自治体のデジタル化の着実な推進を求める意見書の提出」について、反対の立場から討論を行います。

私は地方自治体のデジタル化の着実な推進そのものは、特に新型コロナ危機のもとで必要なことだと考えております。しかし、意見書の中に、マイナンバーカードの交付の推進を図ることにつながる文面があるために賛成できないわけです。マイナンバーカードはもともと国民に背番号を打って、社会保障削減に使おうという思惑から出発したものです。実際にマイナンバーカードを持てば、落とせば危険、持っているだけでも、先ほども言ったような意味合いで心配というようなものです。したがって、本市でも直近の調査で交付率は２２．６％、このマイナンバーカードがなくても普通に暮らせるわけです。こういう状況の中で、マイナンバーカードの交付を国民に押しつけかねない、そういうことにつながりかねない意見書については反対であります。討論を終わります。

○議長（上野伸五）

　ほかに討論はありませんか。

　（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。「議員提出議案第１１号　地方自治体のデジタル化の着実な推進を求める意見書の提出」について、原案どおり可決することに、賛成の議員はご起立願います。

（　起　立　）

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

「報告第２２号　専決処分の報告（市営住宅の管理上必要な訴えの提起）」、「報告第２３号　専決処分の報告（支払督促申立てに対する異議申立て（市営住宅使用料請求事件））」、「報告第２４号　専決処分の報告（支払督促申立てに対する異議申立て（市営住宅使用料等請求事件））」及び「報告第２５号　専決処分の報告（市営住宅の管理上必要な和解の申立て）」、以上４件の報告を求めます。住宅課長。

○住宅課長（樋口嘉文）

報告第２２号から第２５号につきまして、地方自治法第１８０条第１項の規定に基づき、市営住宅の管理上必要な訴えの提起、支払督促申し立てに対する異議申し立て及び和解の申し立ての専決処分をいたしましたので、同条第２項の規定によりご報告いたします。

議案書の７２ページをお願いします。第２２号につきましては、市営住宅の管理上必要な訴えの提起に関するものでございます。

事件の概要に記載されております４名の者は、住宅使用料を滞納し、催告したにもかかわらず納入せず、協議のための呼び出しにも応じないため、福岡地方裁判所飯塚支部に住宅の明け渡し等の訴えを提起したものであります。

続きまして、議案書の７３ページをお願いいたします。第２３号につきましては、市営住宅の管理上必要な訴えの提起に関するものでございます。

事件の概要に記載されております頴田中央団地住宅居住の１名について、長期間住宅使用料を滞納し、催告したにもかかわらず一部しか納入せず、また、協議のための呼び出しにも応じないため、滞納市営住宅使用料の支払いを求めて、飯塚簡易裁判所に支払督促の申し立てを行ったものであります。

この支払督促に対し、相手方が督促異議の申し立てを行ったことにより、民事訴訟法第３９５条の規定により、支払督促の申し立て時に本市が訴えの提起をしたものとみなされ、訴訟の手続に移行したものであります。

続きまして、議案書の７４ページをお願いいたします。第２４号につきましては、市営住宅の管理上必要な訴えの提起に関するものでございます。

事件の概要に記載されております菰田住宅居住の１名について、長期間住宅使用料及び駐車場使用料を滞納し、催告したにもかかわらず全額納入せず、また、協議のための呼び出しにも応じないため、滞納市営住宅使用料及び駐車場使用料の支払いを求めて、飯塚簡易裁判所に支払督促の申し立てを行ったものであります。

この支払督促に対し、相手方が督促異議の申し立てを行ったことにより、民事訴訟法第３９５条の規定により、支払督促の申し立て時に本市が訴えの提起をしたものとみなされ、訴訟の手続に移行したものであります。

続きまして、議案書の７５ページをお願いいたします。第２５号につきましては、市営住宅の管理上必要な和解に関するものでございます。

事件の概要に記載されております５名の者については、住宅使用料を滞納し、催告したにもかかわらず納入しなかったため、契約解除を通知したところ、滞納使用料を一部納入し和解の意思を示しました。このため、飯塚簡易裁判所に和解を申し立てたものです。

今後も引き続き、支払いに誠意を示さない滞納者につきましては、公正・公平性の観点から、厳正に法的措置を行い、適正化に努めてまいります。

以上、簡単でございますが、報告を終わります。

○議長（上野伸五）

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

　（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本件４件は、いずれも報告事項でありますので、ご了承願います。

「報告第２６号　継続費精算報告書の報告（令和元年度 飯塚市一般会計）」及び「報告第２７号　令和元年度 健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の報告」、以上２件の報告を求めます。財政課長。

○財政課長（落合幸司）

「報告第２６号　継続費精算報告書の報告（令和元年度 飯塚市一般会計）」についてご説明いたします。

議案書の７６ページをお願いいたします。「継続費精算報告書の報告」につきましては、平成２９年度、３０年度の一般会計予算に計上しておりました継続費について、地方自治法施行令の規定に基づき、精算の報告をするものでございます。

内容につきましては、７７ページ、「令和元年度 飯塚市一般会計継続費精算報告書（一般会計）」をお願いします。

２款、総務費の立岩交流センター整備事業につきましては、平成３０年度から令和元年度までの事業として、継続費を合計で５億３６５８万６千円計上していましたが、実績額は４億７６８３万３２６０円となりました。

８款、土木費の大規模建築物耐震改修促進事業につきましては、平成２９年度から令和元年度までの事業として、継続費を合計で２億６３９９万５千円計上していましたが、実績額は２億６３９４万８千円となりました。

以上で、報告第２６号の報告を終わります。

続きまして、「報告第２７号　令和元年度健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の報告」についてご説明いたします。

議案書の７８ページをお願いいたします。「令和元年度健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の報告」につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づきご報告するものでございます。

健全化判断比率の表に記載しております実質赤字比率につきましては、公営事業会計を除く普通会計における実質的な赤字の程度を示す指標で、連結実質赤字比率は、公営事業会計を含む飯塚市の全会計の赤字の程度を示す指標となっています。

令和元年度は、公営事業会計の一部で赤字決算となりましたが、普通会計及び市の会計全体としては赤字となりませんでしたので、実質赤字比率、連結実質赤字比率ともに数値の記載はございません。

次に、実質公債費比率は、普通会計における地方債の「元利償還金」及び公債費に準ずる債務負担行為などの「準元利償還金」に充てる一般財源の程度を示す指標で、令和元年度は５．２％となっており、昨年度に比べ０．９ポイント悪化しております。これは、近年の大型事業の財源として借り入れした市債の元金償還開始に伴い、公債費が増加したことが主な要因でございます。

将来負担比率は、普通会計におきまして、地方債残高のほか、公営事業、一部事務組合等への負担も含め、将来、本市が負担すべき実質的な負債の程度を示す指標で、令和元年度は１７．３％となっており、昨年度に比べ２．４ポイント改善しております。これは、過去に借り入れした市債の償還完了等により、市債残高が減少したことが主な要因でございます。

実質公債費比率、将来負担比率ともに、早期健全化基準の数値を下回っております。

次に、公営企業の資金不足比率でございますが、これは公営企業会計ごとの事業規模に対する資金不足額の程度を示すもので、平成３０年度は全ての公営企業会計において、資金不足額はありませんでしたので、数値の記載はございません。

以上で、報告を終わります。

○議長（上野伸五）

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

　（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本件２件はいずれも報告事項でありますので、ご了承願います。

署名議員を指名いたします。１１番　田中武春議員、２０番　鯉川信二議員、よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、本定例会の議事日程の全部を終了いたしましたので、これをもちまして令和２年第５回飯塚市議会定例会を閉会いたします。大変お疲れさまでした。

午後　１時４１分　散会

◎　出席及び欠席議員

　（　出席議員　２８名　）

１番　　上　野　伸　五

２番　　坂　平　末　雄

３番　　光　根　正　宣

４番　　奥　山　亮　一

５番　　土　居　幸　則

６番　　兼　本　芳　雄

７番　　金　子　加　代

８番　　川　上　直　喜

９番　　永　末　雄　大

１０番　　深　町　善　文

１１番　　田　中　武　春

１２番　　江　口　　　徹

１３番　　小　幡　俊　之

１４番　　守　光　博　正

１５番　　田　中　裕　二

１６番　　吉　松　信　之

１７番　　福　永　隆　一

１８番　　吉　田　健　一

１９番　　田　中　博　文

２０番　　鯉　川　信　二

２１番　　城　丸　秀　髙

２２番　　松　延　隆　俊

２３番　　瀬　戸　　　光

２４番　　平　山　　　悟

２５番　　古　本　俊　克

２６番　　佐　藤　清　和

２７番　　道　祖　　　満

２８番　　秀　村　長　利

◎　職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長　　石　松　美　久

議会事務局次長　　許　斐　博　史

議事総務係長　　渕　上　憲　隆

書記　　安　藤　　　良

議事調査係長　　岩　熊　一　昌

書記　　伊　藤　拓　也

書記　　今　住　武　史

◎　説明のため出席した者

市長　　片　峯　　　誠

副市長　　梶　原　善　充

教育長　　武　井　政　一

企業管理者　　石　田　愼　二

総務部長　　久　世　賢　治

行政経営部長　　久　原　美　保

　　都市施設整備推進室長　　山　本　雅　之

市民協働部長　　久　家　勝　行

市民環境部長　　永　岡　秀　作

経済部長　　長　谷　川　司

福祉部長　　實　藤　和　也

都市建設部長　　堀　江　勝　美

教育部長　　二　石　記　人

企業局長　　原　田　一　隆

公営競技事業所長　　浅　川　亮　一

福祉部次長　　渡　部　淳　二

都市建設部次長　　中　村　洋　一

企業局次長　　本　井　淳　志

財政課長　　落　合　幸　司

人権・同和政策課長　　山　田　哲　史

住宅課長　　樋　口　嘉　文